

# インライトかまどの設置について

(インライトかまど)を屋内に設置するのは、薪を燃料とする「火気使用設備」に該当するため、法的な規制や安全基準をクリアする必要があります。  
結論から申し上げますと、「火災予防条例」による設置基準の規制があり、一般住宅と飲食店(食堂)では届出の有無や基準の厳格さが異なります。

## 1. 火災予防条例による規制(一般住宅・食堂共通)

各自治体の火災予防条例などにより、以下の「離隔距離」が定められています。

### 壁との距離

かまどの周囲(特に上部や側面)が可燃性の壁(木材など)である場合、一定の距離を離すか、不燃材料(石膏ボードやタイル、ステンレス板など)で有効に仕上げる必要があります。

### 床の保護

かまどの置台は不燃材料で作る必要があります、火の粉が飛んでも燃え移らない構造が求められます。

### 煙突(排気筒)の基準

薪かまどの場合、排気が高温になるため、煙突の設置基準が非常に重要です。

- \* 煙突が壁を貫通する部分は、めがね石などの断熱材で保護すること。
- \* 煙突の先端(排気口)は、建物から一定以上離し、火の粉が飛ばないように措置を講じること。

## 2. 一般住宅と食堂(飲食店)の違い

比較項目	一般住宅	食堂・飲食店(業務用)
消防署への届出	原則として不要(※煙突設置等で建築確認が必要な場合を除く)	火気使用設備設置届」の提出が必要
内装制限	比較的緩やか	厨房部分の壁・天井を不燃材料にするなど、厳しい制限がある
点検義務	自己責任での管理	定期的な清掃や点検の記録が求められる(防火管理)

### 食堂(飲食店)の場合

不特定多数の人が利用する「特定防火対象物」に該当するため、設置前に所轄の消防署に図面を持参して相談し、設置後には検査を受ける必要があります。

## 3. 注意点:建築基準法の「内装制限」

条例とは別に、建築基準法でも「火気を使用する部屋」としての規制があります。

・薪を燃やす場合、換気扇の能力(排気量)が不足すると不完全燃焼や一酸化炭素中毒の恐れがあるため、給排気設備の計算が必要です。

---

## 具体的なステップ

### 1.所轄の消防署(予防課)へ相談

「屋内に薪かまどを設置したい」と伝え、図面や製品カタログ(イソライトかまどの仕様書)を見せてアドバイスをもらうのが一番確実です。

### 2.建築業者・薪ストーブ専門店への相談

イソライトかまどは断熱性に優れていますが、煙突の施工は薪ストーブと同様のノウハウが必要です。DIYではなく、専門知識のある業者に施工を依頼することをお勧めします。

---